

【別表】

項 目	内 容
1 補助対象者	<p>相双地方以外（下記2対象地域等3に記載の地域以外）に居住している下記の者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 就業対象地域内の事業所等へ就業体験等を行う者</li> <li>2 インターンシップ及びワーキングホリデーを行う者</li> <li>3 他団体の就業支援事業に参加する者で県が認めた者</li> </ol> <p>※次の者は対象外とする。</p> <p>ア 就業意欲が低く、観光等の一時的な滞在を目的としている者</p> <p>イ 成年被後見人又は被補佐人</p> <p>ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者</p> <p>オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>カ その他県が認める者</p>
2 対象地域等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 就業対象地域 福島県双葉郡町村 （広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）</li> <li>2 就業体験等の対象事業所 上記1に記載された地域に事業所又は営業所を有する事業所を対象とする</li> <li>3 補助対象宿泊施設 福島県相双地方にある宿泊施設 （※相双地方：相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村 ※大熊町、双葉町は除く）</li> </ol> <p>※宿泊施設は、旅館業法第3条の許可を受けている宿泊施設とする。</p> <p>※その他県が認める施設</p>
3 補助の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上記2「1就業対象地域」にある事業所等で就業体験、見学等の活動を行うこと。</li> <li>2 就業体験等の対象事業所等との調整や宿泊施設の手配は補助対象者自身が行うこと。</li> <li>3 応募は1人1回限り。</li> <li>4 対象外事業所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的・短期的な業務により雇用を行っている事業所は対象外とする。</li> <li>・除染作業を主に行う事業所</li> <li>・JV（共同企業体）</li> <li>・その他県が対象外と認めた事業所</li> </ul> </li> </ol>
4 補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1泊2食付き（食事なしの場合等を含む）の料金（消費税込み）</li> <li>(2) 追加の料理、酒類、サービス、入湯税等は含まないものとする。</li> <li>(3) 1名でツインルーム等へ宿泊するなど過大と判断される場合は対象外とする。 ただし、宿泊施設の事情によりやむを得ない場合は対象とする。</li> </ol> </li> <li>2 交通費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 居住地から宿泊施設間の往復交通費（福島県の基準により支給）</li> <li>(2) 対象経費 JR等電車料金、自動車等の燃料代（1km当たり25円）、航空運賃 高速バス等料金 ※自由席、一般席等であつ、合理的な経路であること。</li> </ol> </li> <li>3 対象外経費 高速道路利用料金、レンタカー利用料金、タクシー利用料金 その他県が対象外と判断したもの</li> </ol>

【別表】

項 目	内 容
5 補助限度額	<p>1 宿泊費 補助対象経費の1/2以内 1泊あたり補助上限額5,000円</p> <p>(1) 上記補助対象者1及び3の該当者は、2泊を限度とする。 (2) 上記補助対象者2の該当者は6泊までを限度とする。 (3) 補助金額は、百円未満切り捨てにより算定する。</p> <p>例) 宿泊費(1泊2日) 6,880円×1/2=3,440円 補助額 3,400円 (百円未満切り捨て)</p> <p>例) 宿泊費(1泊2日) 11,000円×1/2=5,500円 補助額 5,000円 ※上限額 (百円未満切り捨て)</p> <p>2 交通費 補助上限額5万円</p>

注1 次に掲げるものに該当する場合は、補助対象とはならない。

- ① 旅館業法の許可のない宿泊施設に宿泊した場合
- ② 交通費及び宿泊費がセットになった旅行商品や自治体等が主催するモニターツアー事業を利用した場合
- ③ 企業体験など就業を目的とした現地訪問であると認められない場合

注2 補助金の対象期間は、当該補助金の交付決定日の属する年度の交付施行日から当該年度の9月30日までの期間とする。